

田原市経営体育成支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、経営体育成支援事業（以下「支援事業」という。）の実施に当たり、田原市長（以下「市長」という。）が交付する助成金の交付手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「助成金」とは、市長が交付する次に掲げるものをいう。

(1) 経営体育成支援事業実施要綱（平成23年4月1日付22経営第7296号農林水産事務次官依命通知。以下「農水省要綱」という。）第3の2の(1)の融資主体型補助事業による助成金

(2) 農水省要綱第3の2の(2)の追加的信用供与補助事業による助成金

2 この要綱において、「助成対象者」とは、前項第1号の助成金の交付の対象となる者をいう。

3 この要綱において、「基金協会」とは、第1項第2号の助成金において交付の対象となる愛知県農業信用基金協会をいう。

4 この規定において、「助成対象者等」とは、前2項の「助成対象者」及び「基金協会」をいう。

5 この要綱において「法令等」とは、法律、法律に基づく命令（告示を含む）、農水省要綱、経営体育成支援事業実施要領（平成23年4月1日付22経営第7297号農林水産省経営局長通知。以下「農水省要領」という。）及び本市の要綱をいう。

(対象経営体調書の提出)

第3条 支援事業による助成を希望する助成対象者は、市長に対し、経営体調書（農水省要領の別紙様式第1号別添2「融資主体型補助事業対象経営体調書」をいう。以下同じ。）を市長が定める期日までに提出しなければならない。

2 市長は、農水省要綱第3の7の(2)に基づく計画の承認を受けた場合には、前項の規定により経営体調書の提出があった助成対象者に対して、承認に係る当該助成対象者の経営体調書の内容を通知するものとする。

(助成金の交付の申請)

第4条 助成金の交付の申請をしようとする助成対象者等は、市長に対し、次に掲げる事項を記載した田原市経営体育成支援事業助成金交付申請書（様式第1号）をその定める期日までに提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名又は名称及び代表者

(2) 事業の目的及び内容等

(3) 支援事業に要する経費

(4) 成果目標（追加的信用供与補助事業を除く。）

(5) その他市長が必要と認める事項

- 2 前項の申請書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、支援事業の目的及び内容により必要がないと認められるときは、第1項各号に掲げる事項の一部の記載又は前項各号に掲げる書類の添付を省略することができる。
- 4 助成対象者は、第1項による交付申請書を提出するに当たって、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

（助成金の交付の決定）

第5条 市長は、前条の規定による助成金の交付の申請があったときは、当該申請書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る助成金の交付が、法令等及び予算の定めるところに違反しないかどうか、支援事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないか等を調査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに助成金の交付の決定をするものとする。

- 2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付の決定をすることができる。

（助成金の交付の条件）

第6条 市長は、助成金の交付の決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項について条件を付するものとする。

(1) 支援事業の内容の変更（支援事業の完了後における成果物の変更を含み、市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、経営体育成支援事業助成金変更承認申請書（様式第2号）により申請し、市長の承認を受けるべきこと。

(2) 支援事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けるべきこと。

(3) 支援事業が予定の期間内に完了しない場合又は支援事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。

(4) その他市長が必要と認めること。

- 2 市長は、支援事業の完了により当該助成対象者に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該助成金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を市に納付させることがある旨の条件を付するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、市長は、法令等及び予算で定める助成金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(決定の通知)

第7条 市長は、助成金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を助成金交付決定通知書（様式第3号）により、当該助成金の交付の申請をした助成対象者等（以下「交付申請者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、助成金の交付をしないものと決定したときは、速やかにその旨を交付申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 交付申請者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受領した日から起算して5日以内に文書をもって申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 市長は、助成金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、支援事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長が前項の規定により助成金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 天災地変その他助成金の交付の決定後生じた事情の変更により支援事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 助成対象者が支援事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、支援事業に要する経費のうち助成金によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により支援事業を遂行することができない場合（助成対象者の責めに帰すべき事情による場合を除く。）

3 市長は、第1項の処分をしたときは、速やかにその旨を助成対象者に通知するものとする。

(支援事業の遂行)

第10条 助成対象者等は、法令等の定め並びに助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に基づく市長の指示及び命令に従い、善良な管理者の注意をもって支援事業を行わなければならない。助成金を他の用途に使用してはならない。

(着工)

第11条 農水省要綱第3の2(1)、(2)の事業（以下「整備事業」という。）の着工は、原則として第5条の交付の決定に基づき行うものとする。ただし、助成対象者が交付の決定前

に着工する場合にあっては、その理由を明記した交付決定前着工届（様式第4号）を市長に提出するものとする。なお、この場合においては、助成対象者は、交付の決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにした上で行うものとする。

- 2 助成対象者は、整備事業に着工したときは、速やかにその旨を着工届（様式第5号）により、市長に届け出るものとする。

（状況報告及び立入検査等）

第12条 市長は、支援事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、助成対象者等に対して当該支援事業の遂行の状況に関し、報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業現場等に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（支援事業の遂行等の指示等）

第13条 市長は、助成対象者等が提出する報告等により、その者の支援事業が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該支援事業を遂行すべきことを指示することができる。

- 2 市長は、助成対象者等が前項の指示に従わなかったときは、その者に対し、当該支援事業の遂行を一時停止を命ずるものとする。

（支援事業の内容の変更等の承認）

第14条 助成金の交付の決定について第6条第1項第1号から第3号までに規定する条件を付された助成対象者等は、当該各号の承認を受けようとするときは、承認申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、支援事業の内容の変更等を承認したとき又は承認しないことを決定したときは、速やかに、それぞれ当該承認の申請をした助成対象者等に通知するものとする。

（竣工）

第15条 助成対象者は、整備事業が竣工した場合には、速やかにその旨を竣工届（様式第6号）により、市長に届け出るものとする。

（実績報告）

第16条 助成対象者等は、支援事業が完了したとき（支援事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、支援事業の成果を記載した実績報告書（様式第7号）に市長の定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 第4条第4項ただし書の規定により交付の申請をした助成対象者は、前項の実績報告書を提出するに当たり、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを助成金額から減額して提出しなければならない。
- 3 第4条第4項ただし書の規定により交付の申請をした助成対象者は、第1項の実績報告書を

提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した助成対象者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）について、消費税等相当額報告書（様式第8号）により、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（助成金の額の確定）

第17条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合においては、当該実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る支援事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金確定通知書（様式第9号）により、当該助成対象者等に通知するものとする。

（是正のための措置）

第18条 市長は、第16条の規定による実績報告を受けた場合において、前条の規定による審査その報告に係る支援事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該支援事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該助成対象者等に対して命ずることができる。

2 第16条の規定は、前項の規定による命令に従って行う支援事業について準用する。

（助成金の交付の時期等）

第19条 助成金は、第17条の規定により確定した額を支援事業の終了後に交付するものとする。ただし、支援事業の性質上その事業の終了前に交付することが適当と認めるときは、一括又は分割して事前に交付することができる。

（助成金の交付の請求）

第20条 第17条の規定による通知を受けた助成対象者等は、助成金の交付を受けようとするときは、交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。ただし、必要に応じ、第16条の規定による実績報告と併せて交付の請求を行うことができるものとする。

2 前項の規定は、前条ただし書の規定により助成金の交付を受けようとする場合に準用する。

（助成金の交付の決定の取消し）

第21条 市長は、助成対象者等が、次のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- （2）助成金を他の用途に使用したとき。
- （3）助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- （4）その他法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。

- 2 前項の規定は、支援事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による取消しを行ったときは、速やかにその旨を助成対象者等に通知するものとする。

(助成金の返還)

- 第22条 市長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において支援事業の当該取消しに係る部分に関しすでに、助成金が交付されているとき又は助成対象者等に交付すべき助成金の額を確定した場合において既にその額を超える助成金が交付されているときは、助成対象者等に対し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 2 市長は、第1項の返還の命令に係る助成金の交付の決定の取消しが前条第2項の規定によるものである場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該助成対象者等の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。
 - 3 助成対象者等は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該支援事業の交付の目的を達成するためとった措置及び当該助成金の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(加算金及び延滞金)

- 第23条 助成対象者等は、第21条第1項の規定により助成金の交付の決定を取り消された場合において、前条の規定により助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。
- 2 助成金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する助成金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。
 - 3 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、助成対象者等の納付した金額が返還を命ぜられた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた助成金の額に充てられたものとする。
 - 4 助成対象者等は、助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。
 - 5 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を求められた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
 - 6 市長は、第1項及び第4項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、助成対象者の申請により加算金及び延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(他の助成金の一時停止等)

第24条 市長は、助成対象者等が助成金の返還を命ぜられ、当該助成金、加算金及び延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事業について交付すべき助成金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該助成金等と未納付額を相殺することができる。

(帳簿及び書類の備付け)

第25条 助成対象者等は、当該支援事業に関する帳簿、書類及び財産管理台帳（様式第11号）を備え、これを整理しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び書類は、助成対象者にあつては、当該支援事業の完了の日の属する年度の翌年度から整備施設等の処分制限期間まで、基金協会にあつては、農水省要綱第3の2の(2)の追加的信用供与事業において保証が付された融資に係る全ての保証業務が終了（保証債務の償還、求償権の回収又は償却が終了した時点をいう。）するまで、保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第26条 助成対象者は、支援事業により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、市長の承認を受けずに、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、助成金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具で、市長が定めるもの

(3) その他市長が助成金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年7月1日から施行し、平成25年度の予算に係る助成金から適用する。
様式

- 1 経営体育成支援事業助成金交付申請書（様式第1号）
- 2 経営体育成支援事業助成金変更承認申請書（様式第2号）
- 3 助成金交付決定通知書（様式第3号）
- 4 交付決定前着工届（様式第4号）
- 5 着工届（様式第5号）
- 6 竣工届（様式第6号）
- 7 経営体育成支援事業助成金実績報告書（様式第7号）
- 8 仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第8号）
- 9 助成金確定通知書（様式第9号）
- 10 経営体育成支援事業助成金請求書（様式第10号）

11 財産管理台帳（様式第11号）

様式第1号その1（第4条関係）

平成 年度経営体育成支援事業（融資主体型補助事業）助成金交付申請書

年 月 日

田原市長 殿

経営体名
代表者氏名 印

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、田原市経営体育成支援事業助成金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、融資主体型補助事業に係る助成金 円の交付を申請する。

記

（以下の内容は経営体調書をもって代えることができる。）

1 事業の目的

2 整備内容及び経費の内訳（実績）

整備内容	工期		総事業費 (A)+(B)+(C)	経費の内訳			備考
	着工 (予定) 年月日	竣工 (予定) 年月日		助成金 (A)	経営体負担経費		
					融資額 (B)	その他 (C)	
計							

※必要に応じて積算内訳を記載する。

3 成果目標

項目	現状 (計画時)	1年度目 (年度)	2年度目 (年度)	目標年度 (3年度目)

4 事業完了（予定）年月日 年 月 日

5 添付書類

※市長が必要と認めるものがあれば添付すること。

様式第1号その2（第4条関係）

平成 年度経営体育成支援事業（追加的信用供与事業）助成金交付申請書

番 号
年 月 日

田原市長 殿

愛知県農業信用基金協会
会長 印

平成 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、田原市経営体育成支援事業助成金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、追加的信用供与補助事業に係る助成金 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画（又は実績）
- 3 経費の内訳（実績）

資金名	保証件数	保証対象融資額 (A)	助成金 (A) × 2/15	備 考
農業近代化資金				
農業改良資金・就農支援資金				
その他の資金				
計				

4 事業完了（予定）年月日 年 月 日

5 添付書類

※市長が必要と認めるものがあれば添付すること。

様式第2号その1（第6条関係）

平成 年度経営体育成支援事業（融資主体型補助事業）助成金変更承認申請書

年 月 日

田原市長 殿

経営体名

代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった事業について、下記のとおり変更したいので、田原市経営体育成支援事業助成金交付要綱第6条第1項の規定に基づき申請する。

記

（注）1 記の記載方法は、様式第1号その1に準ずるものとする。

この場合において、同様式中の「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、助成金の交付決定により通知された「整備内容及び経費の内訳」と変更後の「整備内容及び経費の内訳」とを容易に比較対照できるように変更部分を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

また、添付書類については、助成金交付申請書に添付したものから変更があったもの限り添付すること。

2 助成金の額が増額する場合は、件名の「経営体育成支援事業助成金変更承認申請書」を「経営体育成支援事業助成金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、田原市経営体育成支援事業助成金交付要綱第6条第1項の規定に基づき申請する。」を「下記のとおり変更したいので、田原市経営体育成支援事業助成金交付要綱により、助成金 円を追加交付されたく申請する。」とすること。

様式第2号その2（第6条関係）

平成 年度経営体育成支援事業（追加的信用供与事業）助成金変更承認申請書

番 号
年 月 日

田原市（町村）長 殿

愛知県農業信用基金協会
会長 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった事業について、下記のとおり変更したいので、田原市経営体育成支援事業助成金交付要綱第6条第1項の規定に基づき申請する。

記

（注）1 記の記載方法は、様式第1号その2に準ずるものとする。

この場合において、同様式中の「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、助成金の交付決定により通知された「整備内容及び経費の内訳」と変更後の「整備内容及び経費の内訳」とを容易に比較対照できるように変更部分を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

また、添付書類については、助成金交付申請書に添付したものから変更があったものだけに限り添付すること。

2 助成金の額が増額する場合は、件名の「経営体育成支援事業助成金変更承認申請書」を「経営体育成支援事業助成金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、田原市経営体育成支援事業助成金交付要綱第6条第1項の規定に基づき申請する。」を「下記のとおり変更したいので、田原市経営体育成支援事業助成金交付要綱により、助成金 円を追加交付されたく申請する。」とすること。

助成金交付決定通知書

第 号
年 月 日

経営体名 殿

田原市長

印

平成 年度経営体育成支援事業助成金については、下記のとおり助成金額を決定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|--------------|---|---|
| 1 | 確定の基礎となった事業費 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定額 | 金 | 円 |

年 月 日

田原市長 殿

経営体名

代表者氏名 印

平成 年度経営体育成支援事業に係る交付決定前着工届の提出について

平成 年度経営体育成支援事業経営体調書に基づく整備事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着工したいので、次のとおり交付決定前着工届を提出する。

記

- 1 助成金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、自らが負担する。
- 2 助成金交付決定を受けた助成金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がない。
- 3 当該事業については、着工から助成金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わない。

整備内容	総事業費	着工予定 年月日	竣工予定 年月日	交付決定前着工の理由

年 月 日

田原市長 殿

経営体名

代表者氏名 印

平成 年度経営体育成支援事業に係る着工届の提出について

平成 年度経営体育成支援事業経営体調書に基づく事業について、下記のとおり着工しましたので届け出ます。

記

整備内容 (機械・施設名等)	
事業費 (円)	
着工住所	
契約年月日	
完了予定年月日	

注：工程表等を添付すること。

年 月 日

田原市長 殿

経営体名

代表者氏名 印

平成 年度経営体育成支援事業に係る竣工届の提出について

平成 年度経営体育成支援事業経営体調書に基づく事業について、下記のとおり工事が完了しましたので届け出ます。

記

整備内容（機械・施設等名）	
事業費（円）	
契約住所	
契約年月日	
完了年月日	
関係法令検査年月日	
竣工検査年月日（または予定日）	
引き渡し年月日（または予定日）	

注：必要に応じ、請負人等からの完了届の写しを添付すること。

様式第7号その1（第16条関係）

平成 年度経営体育成支援事業（融資主体型補助事業）助成金実績報告書

年 月 日

田原市長

殿

経営体名

代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった事業について、下記のとおり実施したので、田原市経営体育成支援事業助成金交付要綱第16条第1項の規定に基づき、その実績を報告する。

記

（注）記の記載方法は、様式第1号その1に準ずるものとする。

なお、融資機関等からの融資決定通知、整備事業に係る契約書及び請求書等当該整備事業に係る事業費が確認しうる書類を添付すること。（融資主体型補助事業の場合は、融資機関からの融資決定通知等融資額を確認し得る書類を添付すること。）

様式第7号その2（第16条関係）

平成 年度経営体育成支援事業（追加的信用供与補助事業）助成金実績報告書

年 月 日

田原市長 殿

愛知県農業信用基金協会
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった事業について、下記のとおり実施したので、田原市経営体育成支援事業助成金交付要綱第16条第1項の規定に基づき、その実績を報告する。

記

（注）記の記載方法は、様式第1号その2に準ずるものとする。
なお、追加的信用供与補助事業による保証実績を証する書類を添付すること。

様式第8号（第16条関係）

平成 年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日

田原市長 殿

経営体名

代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった事業について、田原市経営体育成支援事業助成金交付要綱第16条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1	平成 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額	金	円
2	助成金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額	金	円
4	助成金返還相当額（3－2）	金	円

（注）参考となる資料を添付すること。

助成金確定通知書

第 号
年 月 日

経営体名 殿

田原市長

印

平成 年度経営体育成事業助成金については、下記のとおり助成金額を確定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|--------------|---|---|
| 1 | 確定の基礎となった事業費 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定通知額 | 金 | 円 |
| 3 | 交付確定額 | 金 | 円 |

様式第10号（第20条関係）

平成 年度経営体育成支援事業助成金請求書

年 月 日

田原市長 殿

経営体名 印

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった事業について、下記により、助成金 円を交付されたく請求します。

記

1 助成金請求額 金 円

2 助成金振込先

金融機関名	
本支店名	
預金種別	
口座番号	
フリガナ 口座名義人	

様式第 1 1 号 (第 2 5 条関係)

財 産 管 理 台 帳

助成対象者名

事業実施年度				事業名	経営体育成支援事業 ()								
事業の内容			事業実施期間		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘 要	
施設・機械名	型式等	設置場所	着 工 年月日	完 了 年月日	事業費	負担区分			耐用年数	処分制限 年 月 日	承 認 年月日		処分の 内 容
						助成金	融資額	その他					

- (注) 1 処分制限年月日欄は、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付、担保提供等別に記入すること。
 3 備考欄には、譲渡先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は助成金の返還額を記入すること。
 4 この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の様式をもって代えることができる。
 5 本台帳は、処分制限期間（処分した施設・機械については承認年月日）を経過するまでは保存管理すること。

